

兵庫県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用
弁償等に関する条例

平成19年3月13日
条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条の規定において準用する法第203条及び第203条の2の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の議員報酬及び報酬並びに費用弁償の額及びその支給方法について、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この条例は、次に掲げる特別職の職員に適用する。

- (1) 広域連合長及び副広域連合長
- (2) 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会（以下「議会」という。）の議員
- (3) 選挙管理委員会の委員及び監査委員
- (4) 審査会、審議会、調査会等法第292条の規定において準用する法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関の委員その他の構成員（以下「附属機関の委員等」という。）
- (5) 前各号に掲げる者以外の非常勤の職員

(議員報酬及び報酬)

第3条 特別職の職員に支給する議員報酬及び報酬の額は、別表に定めるところによる。

2 前項の議員報酬及び報酬は、勤務日数により計算した額を支給する。

3 広域連合長が特に必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、前条第5号の非常勤の職員の報酬は、月額で支給することができる。

(費用弁償)

第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。ただし、片道200キロメートル未満又は兵庫県内の旅行の場合における日当は支給しない。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、別表に定めるところによる。

3 第1項の費用弁償の支給方法は、一般職の職員の旅費の支給方法の例による。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年10月3日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月22日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

区分	議員報酬及び報酬 (日額)		費用弁償			
			鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1泊につき)	食卓料 (1夜につき)
広域連合長 副広域連合長	報酬は、支給しない。		実費を支給する。	1,900円	10,000円	1,900円
議会	議長	15,000円				
	副議長	12,000円				
	議員	10,000円				
選挙管理委員会 委員	5,000円	地方公共団体の常勤の職を兼ねる者については、議員報酬及び報酬は支給しない。				
監査委員	5,000円					
附属機関の委員 等	10,000円					
第2条第5号の 非常勤の職員	15,000円を超えない範囲内で広域連合長が定める額。ただし、広域連合長が特に必要があると認める場合には、月額255,000円を超えない範囲内で広域連合長が定める額					